# 東京電力福島第一原発事故後の諸外国・地域の輸入規制（現状）

2024年
9月現在

| カテゴリー | アジア大洋州 | 北米 | 中南米 | 欧州 | 中東 | アフリカ | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 輸入停止を含む規制 | 韓国<br>中国<br>香港<br>マカオ | | | ロシア | | | 5か国・地域 |
| | 4か国・地域 | | | 1か国 | | | |
| 限定規制（条件付きで輸出可）(注1) | 台湾 | | | | | | 1か国・地域 |
| | 1地域 | | | | | | |
| 規制撤廃 | ミャンマー(2011.6)<br>ニュージーランド(2012.7)<br>マレーシア(2013.3)<br>ベトナム(2013.9)<br>豪州(2014.1)<br>タイ（2015.5）(注2)<br>インド (2016.2)<br>ネパール (2016.8)<br>パキスタン（2017.10)<br>ニューカレドニア(2018.8)<br>ブルネイ（2019.10)<br>フィリピン (2020.1)<br>シンガポール (2021.5)<br>インドネシア（2022.7)<br>仏領ポリネシア（2024.5) | カナダ (2011.6)<br>米国 (2021.9) | チリ (2011.9)<br>メキシコ (2012.1)<br>ペルー (2012.4)<br>コロンビア (2012.8)<br>エクアドル (2013.4)<br>ボリビア (2015.11)<br>アルゼンチン (2017.12)<br>ブラジル（2018.8) | セルビア (2011.7)<br>ウクライナ (2017.4)<br>英国（2022.6)<br>EU (2023.8)<br>アイスランド (2023.8)<br>ノルウェー (2023.8)<br>スイス (2023.8)<br>リヒテンシュタイン (2023.8) | イラク (2014.1)<br>クウェート (2016.5)<br>イラン (2016.12)<br>カタール (2017.4)<br>サウジアラビア (2017.11)<br>トルコ (2018.2)<br>オマーン (2018.12)<br>バーレーン (2019.3)<br>UAE（2020.12) (注2)<br>レバノン (2020.12)<br>イスラエル (2021.1) | ギニア (2012.6)<br>モーリシャス(2016.12)<br>コンゴ（民）(2019.6)<br>モロッコ (2020.9)<br>エジプト (2020.11) | 49か国・地域 |
| | 15か国・地域 | 2か国 | 8か国 | 8か国・地域 | 11か国 | 5か国 | |

6か国・地域

（注1）輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している。
（注2）タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。
（注3）下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことのある国・地域。

WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

# 東京電力福島第一原発事故後の諸外国・地域の輸入規制撤廃の動向

| 撤廃年 | 国・地域名（撤廃月） |
|---|---|
| 2011年 | カナダ（6月）、ミャンマー（6月）、セルビア（7月）、チリ（9月） |
| 2012年 | メキシコ（1月）、ペルー（4月）、ギニア（6月）、ニュージーランド（7月）、コロンビア（8月） |
| 2013年 | マレーシア（3月）、エクアドル（4月）、ベトナム（9月） |
| 2014年 | イラク（1月）、豪州（1月） |
| 2015年 | タイ（5月）、ボリビア（11月） |
| 2016年 | インド（2月）、クウェート（5月）、ネパール（8月）、イラン（12月）、モーリシャス（12月） |
| 2017年 | カタール（4月）、ウクライナ（4月）、パキスタン（10月）、サウジアラビア（11月）、アルゼンチン（12月） |
| 2018年 | トルコ（2月）、ニューカレドニア（7月）、ブラジル（8月）、オマーン（12月） |
| 2019年 | バーレーン（3月）、コンゴ（民）（6月）、ブルネイ（10月） |
| 2020年 | フィリピン（1月）、モロッコ（9月）、エジプト（11月）、ア首連（12月）、レバノン（12月） |
| 2021年 | イスラエル（1月）、シンガポール（5月）、米国（9月） |
| 2022年 | 英国（6月）、インドネシア（7月） |
| 2023年 | EU（8月）、ノルウェー（8月）、アイスランド（8月）、スイス（8月）、リヒテンシュタイン（8月） |
| 2024年 | 仏領ポリネシア（5月） |

**計　49か国・地域**

# 輸入規制を維持している国・地域の最近の動向

| 緩和年月 | 国・地域名 | 規制強化又は緩和の主な内容 |
|---|---|---|
| 2017年　4月 | ロシア | 青森県所在施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に |
| 2018年3月, 11月 | ロシア | 7県（岩手、宮城、山形、福島、茨城、千葉、新潟）：輸入停止措置を解除（ロシアにて、サンプル検査を実施） |
| 7月 | 香港 | 4県（茨城、栃木、群馬及び千葉）産について、放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書の添付を条件に輸入停止措置を解除 |
| 11月 | 中国 | 新潟県産米の輸入停止措置を解除 |
| 2019年　10月 | マカオ | ・9都県(宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟及び長野)産の野菜、果物及び乳製品の輸入停止を解除（マカオ政府指定の書類の添付により輸出可能に）<br>・同9都県産の食肉・食肉加工品、卵、水産物、水産加工品及び2県（山形、山梨）食品は添付書類の条件が緩和 |
| 2021年　1月 | 香港 | 5県（福島、群馬、栃木、茨城、千葉）産の食品（食肉及び家禽卵を除く）に対する全ロット検査の廃止。 |
| 2022年　2月 | 台湾 | 5県（福島、群馬、栃木、茨城、千葉）で生産・加工された農水産物・食品に対する輸入停止措置を含め、規制を大幅に緩和。 |
| 2023年　8月 | 中国 | 全都道府県の水産物を輸入停止（ALPS処理水放出を受けた措置）。 |
| 8月 | 香港 | 10都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野）産の水産物等を輸入停止（ALPS処理水放出を受けた措置）。 |
| 8月 | マカオ | 10都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野）産の生鮮食品等を輸入停止（ALPS処理水放出を受けた措置）。 |
| 10月 | ロシア | 全都道府県の水産物を輸入停止（ALPS処理水放出を受けた措置）。 |
| 2024年　9月 | 台湾 | 規制の追加緩和により、日本国内で流通する食品は全て輸出が可能に。5県（福島、群馬、栃木、茨城、千葉）産以外の食品について放射性物質検査報告書の添付義務を撤廃。 |